

低下、国民にとっては金融資産の運用の場の制限となり、国民经济上の問題が深刻化してまいりました。

こうした我が国の株式市場に対しても何らかの対策を講じる必要については異論のないところだと考えます。しかし、その対策の具体的な内容については、私どもと政府では大きな隔たりがあるよう思います。株式市場へのご入れのための政府の具体的な内容としましては、自己株式取得の緩和あるいは有価証券取引税の引き下げ等といった項目を検討していると聞いておりますが、果たしてこのような対症療法が真的解決策として求められているのでしょうか。

今回の株式市場の低迷が長期化している原因は、昨年の証券不祥事、損失補てん、暴力団の介在といった問題が何ら解決されておらず、そのため市場に対する不信感が一掃されていないことが大きなネックになっていると思います。アメリカにおいては、一九二九年の株価暴落について、一九二〇年代の株式ブームのとき欲望のままにあらゆる不正取引が介在していたとの反省に立ち、ペコラ報告をもとにして一九三四年にSECが設立されたのであります。我が国に求められていることは、税金の引き下げや、まして不透明感を増長するような自己株式取得などではありません。市場に対する透明性、公平性による信頼感を確保することにあると考えます。

今回の法律案が証券・金融市场への失われた国民の信頼を十分回復し得るものとお考えでしようか。また、アメリカSECのような行政から独立した監視機関が求められているわけですが、今回提案されている証券取引等監視委員会は、アメリカのSECと比べても遜色のない兎町の警察官となり得るのでしょうか。総理の御見解をお伺いいたします。

次に、証券取引等監視委員会の性格についてお伺いいたします。

昨年九月の臨時行政改革推進審議会答申でも

「大蔵省の証券行政と業界の体質が問われています」と位置づけております。つまり、大蔵省の証券行政が業界の保護育成にあり、市場の監視あるいは投資家保護の視点での行政が行われていなかつたとの指摘であります。したがって、大蔵省との関係を切り離した独立監視機関の創設が望まれたわけでございます。

しかし、この委員会は国家行政組織法八条に基づく大蔵省内の組織という位置づけで設置されおり、これも、当初の独立監視機関のあるべき姿論を大蔵省の工作により行政サイドの現実論に押しきられ大幅に後退したとの指摘があります。八条委員会では、国税庁並みの強制調査権や告発権は持ちますが、独自の行政処分権は持たず、委員会の告発に基づいて大蔵大臣が行うこととなることがあります。つまり、証券取引等監視委員会は、証券会社に対する処分権について大蔵省のコントロールを残したまま、その活動が調査、告発に限定されてしまっております。

そのような委員会に投資家の信頼を得られるような公正かつ客観的な監視が果たして可能であるでしょうか。八条委員会ではなく、行政処分権や規則制定権、そして準司法機能まであわせ持つ、厳密過ぎるくらい独立性の強い委員会にしなければ当初の目的は達成できないと考えますが、総理の意見などお考へていらるるか、お伺いしたいと思います。

次に、この委員会の調査権限の問題についてお伺いいたします。

ことしに入り新たな問題となりました飛ばしについてであります。私どもは形を変えた損失補てんであると認識しておりますが、どのようなことがあって裁判所に訴え、そしてどのような事情により和解が成立したのか、一切が不透明であります。また、処分された会社と処分されない会社があるなど、その行政处分についても透明性がありません。常識的に考えれば利回り保証があつたとしか考へられませんが、一切がやぶの中に入ったた

ままであります。委員会は、司法が一定の判断をしたものであつても調査、告発できることになるのでしょうか。大蔵大臣にお伺いいたします。

また、三月、四月にかけての株価の暴落は、貸し株による銀行株の暴落が原因と言われています。今回の貸し株を使った手口がどのように行われたのかは詳細に解明されていませんが、海外を巡回したものであるとも言われています。世界的規模で起きて、いるグローバリゼーションにより、証券、金融の世界から急速に国境が消えつづります。その証拠に、先物市場の改革のため手数料を引き上げれば、日本市場から日経二二五が上場されているシンガポールへ移っただけになりました。これからはこうした海外を巡回した規制逃れあるいは手口が多くなることは容易に予想されますが、こうした国外における取引についても調査の対象として考へておられるのでしょうか。

次に、委員会の人選についてお伺いいたします。大蔵大臣にお伺いいたします。

委員会の人選については参議院、衆議院の両院の同意事項となっていますが、具体的に人選を行うのは大蔵大臣とのことであります。もともと大蔵省から証券市場の監視を引き離すというこの委員会が設立された趣旨を考へてみると、委員長や委員については大蔵省とは距離のある人物が任命されるべきです。もし仮に、大蔵省と関係がある者、いわんや大蔵OBが委員長や委員に任命されることがあるならば、やはり大蔵省は証券取引等監視委員会を自分のコントロール下に置こうといふ意図が見え隠れすることとなり、委員会の使命である公正、公平な市場の形成は絶にかいたものになるのではないでしょうか。

大蔵大臣は、今後の委員会の行方を決定するとおもふべきです。もし仮に、大蔵省と関係がある者、いわんや大蔵OBが委員長や委員に任命されることがあるならば、やはり大蔵省は証券取引等監視委員会を自分のコントロール下に置こうといふ意図が見え隠れすることとなり、委員会の使命である公正、公平な市場の形成は絶にかいたものになるのではないでしょうか。

次に、委員会と国会との関係についてお伺いいたします。

ことしに入り新たな問題となりました飛ばしについてであります。私どもは形を変えた損失補てんであると認識しておりますが、どのようなことがあって裁判所に訴え、そしてどのような事情により和解が成立したのか、一切が不透明であります。また、処分された会社と処分されない会社があるなど、その行政处分についても透明性がありません。常識的に考えれば利回り保証があつたとしか考へられませんが、一切がやぶの中に入ったた

ままであります。委員会は大蔵大臣に対して検査結果に基づく報告、建議を行なうこととなります。しかし、この報告、建議に従って大蔵大臣が措置したのかどうかについては、国会が関与できる規定にはなっておりません。したがって、大蔵大臣は、委員会から勧告、建議を受けた場合には速やかに国会に報告し、あわせて、その受けた勧告、建議に基づいてとった措置及びとらなった理由を報告すべきではないかと考えます。また、同時に、委員会は国会に対して年次報告をすべきだと考えます。

今回の監視委員会及び証券市場改革が、真に国民、利用者の立場に立つて考へられたものであるかと心配をいたします。そして、金融市場を取り巻く環境は、さまざま商品の開発により今までの証券あるいは銀行といった区別がにくくなっています。したがって、監視機関についても、証券だけを監視すればよいというものではなくなりつつあることを踏まえ、引き続き金融全体を監視する機関への移行の検討に着手すべきであることを指摘して、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

○國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手

○國務大臣(宮澤喜一君)最初に、タイの情勢につきましてお尋ねがございました。

昨日二十四日の昼前、スチンド首相がテレビを通じて、政治的責任をとつて辞表を国王に提出した旨を述べております。今後の問題は後継首相問題、また憲法改正の行方がこれから残された問題であろうかと考へておりますが、これに先立つまして、岡崎大使に訓令をいたしまして、二十一日、岡崎大使がスチンド首相を訪ねまして私がセージの趣旨とするところは、憲法改正を含む国連のための方向が打ち出されつあることを評価するが、この実現のための適切な措置が今後速やかに実施され、民主的な手続を通じて事態の

正常化が一刻も早く実現することを強く期待する
という趣旨のものでござります。

協力の方向、方針を変更することは考えておりません。

次に、法律案についてでございますが、今回の改正におきましては、取引の公正性の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するため、証券取引等監視委員会を設置いたしましたとともに、協会等の自主規制機関について所要の整備を行いましてその機能の強化及び充実を図ることとしたものでありまして、証券市場の公正確保の観点から申しますならば、これはやはり抜本的な改正であるというふうに考えております。

また、金融・証券市場における有効かつ適正な競争を促進することなどを目的とした金融・証券制度改革法案をも御審議をいただいておるわけでございますが、これと相ましまして証券市場に対する信頼の回復に資するものと考えております。証券取引等監視委員会は、相場の操縦、インサント等の犯則事件を対象に強制調査を行なっておりま

きまして犯則事件の告発及び大蔵大臣に対する行政処分の勧告等を行い得る。また、大蔵大臣はこの勧告を尊重しなければならないとしております。等から考えまして、証券取引の監視という機能について見ますならば、まさにお触れになりましたアメリカのSECに比べて遜色はないものであるというふうに考えます。

委員会の調査、検査業務が有効に機能するためには、行政を通じて得られました資料、情報等を活用することが不可欠であります。また、調査、検査が証券市場等の公正の確保、投資家保護に資するためには、その結果が行政に適切に反映されることが大事であると思います。このような性格をもつた委員会を持つためには、委員会と行政部局との間で、一定の距離を保ちながら、これを大蔵大臣の管

轄のものに置くことが適當である。このよくなつた趣旨から八条委員会の形で設置することとしたるものでござります。

残りの問題につきましては関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣羽田赳氏登壇 技手〕
○國務大臣(羽田赳氏) お答えを申し上げます。
司法当局が一定の判断をしたものについて監視権
委員会が調査、告発できるかというお問い合わせを
なさいますけれども、民事裁判で一定の判断が
示されたものでございましても真相の解明に寄与
する新たな展開が合理的に期待できる場合には、
証券取引監視委員会が改めて犯則調査に着手いた
しまして告発することがあり得るということです
ございます。

それから、国外の取引調査について、という御指摘でございますけれども、これはまさにこの証券取引につきまして非常にボーダーレスな時代になっておるということになります。そういうこと

とで、私どもは外国証券当局との間で必要な情報交換、これをもう既に行っておるところですが、いずれれども、この委員会といたしましても詳

の連絡あるいは協調を図りまして、必要に応じましては国外における取引についても調査することができるということござります。

それから、委員の任命につきましてでございまして、すけれども、基本的には、専門的な知識に加えまして、して、公共性、中立性を確保し得るよう慎重に人選を行うということが必要であろうと思っておりま

ます。専門的な知識ということがあればしますと、大蔵省のOBの方でもそういった方があればこういった人を充てるべきだという議論があることは私どもも承知いたしておりましたけれども、この委員会が発足することになりました背景といいますか今日までの経緯というものを考えましたときに、当面の間はこれを充てるべきではなかろうというふうに考えております。

現段階におきましては具体的な人物というものを念頭に置いておるわけではございませんけれども、以上の考え方から、例えば法界ですとかあ

るいは官界、その他法律または経済に関する専門的知識を有する中立的な立場にある。こういった方の中から選任することが適当であろうというふ

うに考えておるところであります。

して行きまして、筆者あるいは建議の概要だけではございませんで、これらに基づきまして大蔵大臣がとった措置についても、国民に周知を図るという意味で公表することとしております。この

公表によりまして、委員会の活動状況のみならず、勧告などに対する大蔵大臣の対応が国民に十分理解されるものであろうということでもあります。

して、国民に広く周知する方法をとるといふこと
を申し上げたいと存じます。
以上であります。(拍手)

○議長（長田裕二君）和田教美君。
〔和田教美君登壇、拍手〕

○和田敦美君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する

法律案について、関連する諸問題を含めて質問をいたします。

は、我が国の景気が全体として大きく減速していることを明確に示しております。例えば、東証二部上場企業のこととし三ヶ月期決算の中間集計では、

経営利益が十年ぶりに一ヶ当たの大軒の済益となりました。設備投資計画も、三月の調査では、九年度の実績見込みに比べて七・三%の減少で、設備投資意欲の後退を一層鮮明にしています。今後

話題に登場する企業の倒産は、一層増加の一途を辿っています。先月の企業倒産は三ヵ月連続十件を超える高水準で、バブル経済崩壊に伴う大型倒産の中でも、販売不振など不況型倒産も目立ちます。三月末の

平成四年五月二十五日 参議院会議録第十七号

多々あります。

その第一は、この監視委員会はだれのための機関であるかということであります。

国家行政組織法上のいわゆる八条機関として実質的に大蔵省の内部に組み込まれたこの委員会が、果たして中立公正な監視をどこまで行うことができるのでしょうか。免許制のものでは、大蔵省は証券会社の行動に対して指導監督を行う責任があります。その同一組織に属する監視機関がどこまで同僚の責任を追及することができるのか、疑問であります。このような構造であるがゆえに、大蔵省の指導監督権限はかえって強化される、大蔵省の焼け太りだと批判され一部で出ているのであります。

我が国証券市場は独特の風土を持つ閉鎖的な市場であると言われます。そして、このことが、損失補てん、インサイダー取引など不透明な取引が数多く行われる原因とされています。今回設置された監視委員会が公正な市場の実現といふ多くの投資家の期待に十分こたえたためには、高い倫理観を持って、中立、公正な監視を実現しなければなりません。そのためにはいかに独立性を確保するかが重要であります。この点について、総理大臣の見解を求めます。

第二に、このような大蔵省の機関としての位置づけから、政府が幾らその独立性を強調しても、監視委員会の人的構成面から証券行政にのみ込まれてしまふ懸念があります。

確かに、監視委員会の委員長及び二名の委員は、任命に当たって国会の同意を要すること、独立してその職権行使すること、一定の場合を除き在任中は罷免されない身分保障をしていることなど制度上の独立性を配慮しています。また、大蔵省は、当面同省OBを委員に起用せず、法曹界を含め幅広く人選すると言っています。

しかし、委員会の手足となる犯則調査及び検査部門の事務局スタッフの多くは、現在の証券検査官、銀行局検査部等からの振りかえであります。

また、同じ省内だから、事務局スタッフと証券局などとの人事異動も行われるでしょう。証券取引等監視委員会は、証券不祥事の後始末としての

産物に終わらざることなく、公正、透明な市場に貢献する機関として育てていかなければなりません。そのためには、人事面において、委員の人選

はもちろんのこと、事務局の構成についても極力ができます。

省は証券会社の行動に対し監督を行なう責任があります。その同一組織に属する監視機関がどこまで同僚の責任を追及することができるのか、疑問であります。このようないわゆる八条機関としての

独立性、中立性が保たれなければなりません。大臣の決意のほどをお聞かせ願います。

昨年の証券・金融問題特別委員会で橋本前大蔵大臣は、証券不祥事の原因について、通達行政に

より証券取引ルールが不明確となっていることや検査手法を含めて検査監視体制が不備なことなど

数点を指摘した上で、証券不祥事の背景には日本

的風土があると述べておられました。総理並びに大蔵大臣は、この立法によって、日本の風土と呼ばれる商習慣を含めて改革することができるとう考へでしようか。御見解をお伺いしたい。

また、現在四百五十本以上ある証券局通達については、法律化、自主ルール化、統廃合、廃止など大幅に整理し証券取引ルールの明確化を図ることになつていていますが、その整理の仕方はどのように

考へでしようか。御見解をお伺いしたい。

革法案の眼目であります。その目的として、適正な競争の促進、利用者の利便の向上等が挙げられます。

その方向性は妥当とするものの、果たして今この大改革を行う時期にふさわしいのかどうか、また、利用者の利便の向上がどのように確保されるのか、この点について大蔵大臣の見解を伺つて、私の質問を終わります。(拍手)

【國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手】

○國務大臣(宮澤喜一君) まず、経済の現状につてでござりますが、個人消費そのものは、基調

としては堅調であると思ひますけれども、このところ伸びが鈍化をいたしております。また、産業

面では、在庫調整が進行中であることもありまし

て、鉱工業生産は停滞傾向で推移をしておりま

す。総じて言えば、我が国経済はなお調整過程に

あると考えております。

このような認識に立ちまして、先般、公共事業等の施行促進、民間設備投資の促進、省力化投資の促進、個人消費、住宅投資等の促進、中小企業

対策、資金調達環境の整備、金融政策の機動的運営の七項目にわたりまして緊急経済対策を講じましたことは御承知のとおりでございます。

また、この対策と軌を一にいたしまして、公定歩合の第四次引き下げが行われたことも御案内のこととござります。

こうした経済運営によりまして、我が国経済が

内需を中心とする持続可能な成長経路へ円滑に移行し、国民生活の充実、また世界経済の発展にも資するものと考えております。このような、これ

は三月三十一日に決定をいたしまして、すべく予算も成立いたしましたので実行に入つたのですが

いましたが、この効果は今徐々に浸透しつつある

と考えております。万一、将来におきまして不十分な場合には、もとより適切な措置を考えなければならぬと思っておりますけれども、ただいま

経済対策の効果は予定どおり徐々にあらわれつつあります。

そこで、同時に、証券市場における有効かつ適切な競争を促進することなどを目的とした二つの法

案を提出いたしまして業界の抜本的な改善また公

正な競争の実現を図りたいと思っておりまして、この二つの法案が相まって、我が国の金融・資本

市場の健全な発展と国際化に資するものと考えて

あるというふうに判断をいたしております。

なお、所得税の減税について御指摘がございました。

過般の税制改革において思い切った改正をいたしました。税率構造の累進の刻みを緩和するといふこと、あるいは基礎控除等の引き上げ、配偶者特別控除を創設する等いたしまして、結果としたいわゆる重税感あるいは所得が上がりますと負担が急に上がるという負担の累増感が大幅に緩和されたものと考へております。現下の財政状況等を判断いたしますと、所得税減税を実施するのか、この点について大蔵大臣の見解を伺つて、私の質問を終わります。(拍手)

【國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手】

○國務大臣(宮澤喜一君) まず、経済の現状につてでござりますが、個人消費そのものは、基調

としては堅調であると思ひますけれども、このこと

ころ伸びが鈍化をいたしております。また、産業

面では、在庫調整が進行中であることもありまし

て、鉱工業生産は停滞傾向で推移をしておりま

す。総じて言えば、我が国経済はなお調整過程に

あると考えております。

このようにして、証券会社の行き過ぎた営業姿勢、企業の自己

を要すること、職権を独立して行使すると定められた、委員長及び委員は任命に当たつて両院の同意

を要すること、職権を独立して行使すると定められたこと等から、委員会の独立性、中立性つ

ておりましては十分確保されることになるものと考えております。

次に、証券取引等監視委員会の独立性についてでござりますが、これが合議制の機関であるこ

と、委員長及び委員は任命に当たつて両院の同意

を要すること、職権を独立して行使すると定められたこと等から、委員会の独立性、中立性つ

ておりましては十分確保されることになるものと考えております。

次に、一連の証券界の問題といたしまして、証券会社の行き過ぎた営業姿勢、企業の自己

を要すること、職権を独立して行使すると定められたこと等から、委員会の独立性、中立性つ

ておりましては十分確保されることになるものと考えております。

次に、同時に、証券市場における有効かつ適切

な競争を促進することなどを目的とした二つの法

案を提出いたしまして業界の抜本的な改善また公

正な競争の実現を図りたいと思っておりまして、この二つの法案が相まって、我が国の金融・資本

官報(号外)

残りのお尋ねにつきましては大蔵大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣羽田孜君登壇、拍手〕

○国務大臣(羽田孜君) お答えを申し上げたいと思います。

まず、所得税減税をするべしという御指摘であります。所轄税減税をするべきであるけれども、これは前々から申し上げておりますように、六十一年、六十二年の税制改革におきまして、所得税、住民税合併をして五兆五千億円に上の大規模の減税を実施したことあります。

もう御案内とのおり、課税の最低限につきましては、アメリカが二百五万円、イギリスが百十五万円、ドイツが百八十六万円という中であります。日本は三百一十万円からといふことであります。アメリカが二百万円、イギリスが百十五万円、ドイツが百八十六万円という中であります。日本は一〇%であるということ。

所得税、住民税の負担額につきましても、個人所得五百万円の標準世帯、ここでは、イギリスが九十九%、あるいはイギリスが二五%、アメリカが一五%というのに日本は一〇%であるということ。

所得税につきましては、個人所得五百万円の標準世帯、ここでは、イギリスが九十九%、あるいはイギリスが二五%、アメリカが一五%といふふうに考えております。

加えまして、御案内とのおり現下の財政状況が大変厳しいということになりますと、中でもし減税をやることになりますと、また国債等を発行しなければならないということになります。さあそのツケというものを将来に残してしまうということは本当にいいのだろうかと、いうことも考えなければならぬということです。

現在の状況の中で所得税減税というものを実施する環境にはないといふふうに考えております。この点について御理解をいただきたいと思います。

なお、委員会の独立性につきましては、今委員の方から御指摘がございましたとおりであります。

えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣羽田孜君登壇、拍手〕

○国務大臣(羽田孜君) お答えを申し上げたいと思ひます。

まず、所轄税減税をするべきという御指摘であります。所轄税減税をするべきであるけれども、これは前々から申し上げておりますように、六十一年、六十二年の税制改革におきまして、所得税、住民税合併をして五兆五千億円に上の大規模の減税を実施したことあります。

もう御案内とのおり、課税の最低限につきましては、アメリカが二百五万円、イギリスが百十五万円、ドイツが百八十六万円という中であります。日本は三百一十万円からといふことであります。アメリカが二百万円、イギリスが百十五万円、ドイツが百八十六万円といふふうにあります。日本は一〇%であるということ。

所得税につきましては、個人所得五百万円の標準世帯、ここでは、イギリスが九十九%、あるいはイギリスが二五%、アメリカが一五%といふふうに考えております。

加えまして、御案内とのおり現下の財政状況が大変厳しいということになりますと、中でもし減税をやることになりますと、また国債等を発行しなければならないということになります。さあそのツケというものを将来に残してしまうということは本当にいいのだろうかと、いうことも考えなければならぬということです。

現在の状況の中で所得税減税というものを実施する環境にはないといふふうに考えております。この点について御理解をいただきたいと思います。

なお、委員会の独立性につきましては、今委員の方から御指摘がございましたとおりであります。

て、これは委員会が合議制の機関であるということと、あるいは委員の任命に当たりましては両院の同意を要し、また職権を独立して行使することが定められておるということと、そして委員会は調査、検査の結果に基づきましてみずからが告発であります。

思ひます。

いすれにいたしましても、証券市場というのには、自由主義あるいは市場経済、これを目指す国にとりまして最も大切なところであるということと、ございまして、一般の方々、国民のだれもがみずから資産運用のために証券市場というものをわせまして五兆五千億円に上の大規模の減税を実施したということあります。

思ひます。

えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣羽田孜君登壇、拍手〕

思ひます。

〔国務大臣羽田孜君登壇、拍手〕

思ひます。

○国務大臣(山崎拓君) 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

今回の地価高騰に対応した金融、税制等の総合的な土地政策の一環として土地利用計画制度の充実を図る必要があるとともに、最近の都市化の進展に対応して、良好な市街地の環境を整備し、都市の秩序ある発展を図ることがますます必要となつております。

この法律案は、このような状況にかんがみ、適切な住環境の保護等を図るための用途地域制度の整備、公共施設を備えた健全な市街地の整備とあ

わせて土地の有効利用等を図るための地区計画制度の拡充、市町村の都市計画に関する基本的な方針の創設、計画的な市街地の整備を図るために開発許可制度の改善、技術開発の進展等を踏まえた防火に関する規制の適正化を図るために木造建築物に係る制限の合理化等を行おうとするものであります。

次は、その要旨を御説明申し上げます。

まず、都市計画法の改正についてであります。
第一に、現行の三種類の住居系の用途地域を七
種類に細分化して、既存の商業系、工業系の五種
類の用途地域とあわせて十二用途地域とするところ
もに、特別用途地区に中高層階住専用地区及び
商業専用地区を加えることとしております。

第一に、公共施設の整備を伴った良好な市街地

整備を図りつつ、土地の有効利用を促進するため、地区計画制度を拡充し、容積率の最高限度を定め、地区計画の区域内の総容積の範囲内で、当該区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに定めることができるところとするとともに、地区計画の区域内においても地区計画を定めることができることとしております。また、市街化調整区域内においても地区計画を定めることができることとする等の措置を講ずることとしております。

第三に、市町村は、住民の意見を反映させるた

め必要な措置を講じた上で、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めることができるとしております。

○議長(長田裕一君)　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。

ことにかんがみ、土地については公共の福祉七
七させる上用記して、もつてあります。

「議長退席、副議長着席

た、第五条で、社会的経済的条件の変化により地の価値が増加する場合には、その価値の増

し、人口及び産業の将来の見通し、土地利用
向その他の自然的、社会的、経済的及び文化

条件を勘案しなければならないことを求めて
のであります。

今回の改正案は盛り込まれております。積算制度、そして容積率の適正配分の制度は、してこうした理念に沿つたものでしょうか。

凸計画を定めることによって都市環境を整備といつても、実際には敷地面積の最低限度と

面の位置の制限しか建主に求めていないので、松有地である敷地内に若干の空き地しか確保

ないのです。地区計画で道路や公園の位置を定めることはできても、いわば絵にかいた

建主が必ずその整備をしなければならぬものではありません。建主に対して道路

園などの公共のオーブンスペースを提供させることなしに、容積率を緩和して土地の価値を上げることによって、二、三の反対道

や加させでいいのでしょうか。また、個々の道公園がつくられたとしても、これが適切な負担である、得られる利益の方が不正二倍大きいもの

（制度）は、二つに観点で、土地二つにて
林の木と利益の力が不思議な力さうか。
ないとそれが判断できるのでしょうか。

の制度は、この点で、土地についての福祉を優先させる具体的な仕組みが欠けて

であります。このようが土地の高度利用を
ことが、結果として地価高騰を誘発するので
ござります。二四の利用二半、開発利益之

土地の利用に伴う開発利益を
に還元させ地価の高騰を防止するという点で

人災問題のある制度であると思うのであります。この点について、総理並びに建設大臣の明確

官報(外)

また、これに関連して、今回の改正案が依然としてこれまでの政策を継続しているところに、東京などの大都市への集中を一層強め、もはや人が住まないほどに過密化を促進し、都市環境の悪化をもたらすものではないのかと思うのですが、総理の見解を伺いたいと思います。

都市の住民の暮らしを守る、住み続けることのできる町をつくるためには、都市としての限界があることを踏まえた上で、適切な都市の容積率が都市計画に定められていると同時に、都市の成長、管理を適切にコントロールする政策が確立される必要があります。残念ながら、我が国の都市計画はそうした段階には至っていないのではないかと思うのであります。

政府は、これまでに前面道路の幅員に応じた容積率の制限などを緩和してきたにかかわらず、今回の改正では、公共施設の整備状況に応じた容積率を新たに定めるのだと主張していますが、実は、指定容積率を超えるさらに過大な容積率の制限を実現するための手段として利用しようとしているのではないでしょうか。

容積率の適正配分の制度がそれであります。政府は、都市全体の容積率の合計は変わらないから、これは緩和でないとしているようですが、実際は緩和しながら私は、土地の状況によってさまざまな制限が適用されるという理屈によって辛うじて抑えられてきた都市の過密化、土地の過度の高度利用を一層促進するものであり、一律の規制緩和にはならないと考えるものであります。

総理、東京などの人権を無視していると言われる通勤地獄、解決の見通しの立たないごみ問題、客觀的限界を超えてしまった道路渋滞などなどを考えていただきたいと思います。総理もよもやこれ以上の一極集中をさせていいとのお考えではないといいます。我が国の不完全な都市計画制度、建築規制制度の現状を考えれば、今回の容積率の適正配分のような制度は撤回すべきではないでしょうか。総理並びに建設大臣の答弁をお願いし

たいと思います。

次は、都市計画の決定手続のあり方についてであります。

「都市計画における権限配分、国との関与等について今後も国と地方の機能分担等の基本的枠組みを踏まえつつ適切に見直し、可能な限り国から地方へ権限委譲を進める」とあります。また、住民参加についても、「住民の意向を十分に尊重し、的確に反映させる必要がある」とされております。私は、政府の今回の改正案はこの答申の趣旨に十分こたえているのかどうか、総理に伺いたいと思います。

政府案を見ますと、容積率を緩和してボーナスを与えない地区計画のよなきめ細かい計画はできないという考え方のようであります。私たちには、創意工夫のある豊かな町づくりを進めるにあら、これは緩和でないとしているようあります。しかしながら私は、土地の状況によってさまであるべきだという姿勢が見られないのです。しかし、私は、土地の状況によってさまであるべきだという考え方には最も重要なものであるという考え方には立つものであります。

政府の改正案には用途地域などの細分化だけが提案されて、本来これは住民自身が決めることであります。しかし、これは地域住民のみずからがこれからも住んでいくことができる町を自分たちで考え、下から積み上げていくということが基本となるべきであります。そのためには地方自治体に独自の財源が十分に確保されるべきではないでしょうか。中央政府からの補助金によって地方自治体の公共事業を、生活関連社会資本の整備を進めていく現在

のやり方を一体いつまで続けていけばいいのでしょうか。二十一世紀を前にして、今こそ国民がゆとりと豊かさを持つことができる生活者のための町づくりを行には、地域のことは地域に任せることを法律できちんと決めないのでしょうか。

この点について、総理並びに建設大臣の見解を伺いたいと思います。

今回の都市計画制度の改正は、単に制度の改正のみならず、二十一世紀を見据えた新しい視点での建設・国土行政のあり方が問われているのであります。私たちには、こうした政府案の問題点を踏まえて、都市計画は可能な限り自治体の権限とその権限を地方に移譲しておりません。しかも、事務能力の向上が重要であるとして、実際には政府のこれまでの姿勢を見ると、市区町村の能力の事務能力の向上が重要であることを認めて、自治体の権限を地方に移譲しておりません。しかし、住民参加を基本とした対策を提出する予定であります。そして、こうした対策でなくてはこれについて全く考慮がないのであります。

過般の新聞報道によりますと、バイロット自治体への権限移譲すら各省庁が抵抗をして、行政改

革審第三次答申の取りまとめが難航しているそうです。極めて遺憾に思うと同時に、国民の

豊かさやゆとりある生活大国づくりを目指す宮澤

から的地方の町づくりを支援し育てていくことはできないと考えております。対案に対する議員各位の御理解を賜りたいと存じます。このことを最後に申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣宮澤喜一君) 近年の地価高騰に際しまして、大都市地域を中心にして、住宅地の地価の上昇や住環境の悪化を招きました。また、都

市計画分野における自治体への権限の移譲、

地方分権化の推進について、その基本的な施策は

どうあるべきか、総理並びに建設大臣の見解を伺いたいと思います。

また、建設大臣には、国から自治体への権限の移譲、地方分権化の推進について、そのための具體的な方法、スケジュールについて伺いたいと思

います。

都市計画は、地域住民みずからがこれからも住

み続けることのできる町を自分たちで考え、下か

ら積み上げていくということが基本となるべきで

あります。そのためには地方自治体に独自の財源

が十分に確保されるべきではないでしょうか。中

央政府からの補助金によって地方自治体の公共事

業を、生活関連社会資本の整備を進めていく現在

のやり方を一体いつまで続けていけばいいので

しょうか。二十一世紀を前にして、今こそ国民が

ゆとりと豊かさを持つことができる生活者のため

の町づくりを行には、地域のことは地域に任せ

るという、財源まで含めた国と地方の権限の再配

分の検証が今日必要ではないでしょうか。

この点について、総理並びに建設大臣の見解を

伺いたいと思います。

今回の都市計画制度の改正は、単に制度の改正のみならず、二十一世紀を見据えた新しい視点での建設・国土行政のあり方が問われているのであります。

私たちには、こうした政府案の問題点を踏まえて、都市計画は可能な限り自治体の権限と

その権限を地方に移譲しておりません。しかし、

事務能力の向上が重要であることを認めて、自治体の権限を地方に移譲しておりません。

しかし、住民参加を基本とした対策を提出する予定であります。そして、こうした対策でなくてはこれ

について全く考慮がないのであります。

容積の適正配分は、地区単位で既に都市計画で

決定されている容積の総量の範囲内で、地区内

の公共の福祉優先という考え方に基づくものであ

ります。

建築物の態様に応じてきめ細かく容積率を配分する制度であります。そして、一律に規制緩和をするとい

官 報 (号 外)

うものではございません。本制度は、良好な都市環境の形成を伴った住宅の供給など総合的な土地政策を推進する上でぜひとも必要な制度であると思ひます。

それから、権限移譲の問題でございますが、都市計画の決定権限につきましては、昭和四十三年の現行都市計画法の制定の際に、広域的、根幹的に各都市十箇所以上がござる、二つは市町村、つまり

行革審答申等に沿いまして権限移譲を努めてまいりました。昨年の通常国会でも権限移譲等についての一括法案を提出し成立を認めていただいたところであります。

この問題につきましては引き続き、国、地方を通ずる行財政改革という重要な課題として考えておりまして、今後とも権限移譲に努めてまいりたいと思っております。

えを申し上げます。(拍手)

〔國務大臣山崎拓君登壇、拍手〕

○國務大臣(三輪某君) 諸君、一時空論導容積制度之弊病の擧出、尤多可取、今其の開拓之變計

する観点からすると問題のある制度ではないか、

どうう御質問だよおひふね。

整備が十分なされていないため低利用にとどまつ

ている密集市街地等について、公共施設が不十分

がまお市街化が進行する」とを防ぐとともに、地

効利用を一体的に推進する制度であります。

また、容積の適正配分制度は、地区レベルで街

この環境の保護や土地の健全な高度利用を図るため、用途地域で指定された容積の総量の範囲内

で、地区計画において詳細に容積の配分を行う制度でございます。

画である地区計画において詳細な土地利用規制のもとに良好な市街地の形成が確実に図られる場合に限り適用されるものでございます。さらに、これらの制度は、土地の合理的な利用を通じて適正

(案)閣法第七二号)(趣旨説明)

な地価水準の実現にも寄与するものと考えております。

次に、容積の適正配分は一律の規制緩和にばかりならず、大都市への集中を一層強めるものであるから撤回すべきであるという御質問でございました。

容積の適正配分は、土地の合理的な利用を促進しつつ良好な都市環境の形成や保護を図るために、地区単位で既に都市計画で決定されている容積の総量の範囲内で、地区内の建築物の態様に応じてきめ細かく容積率を配分する制度でございます。

具体的には、地区施設の整備促進、住宅供給の促進、緑地空間の確保等良好な都市環境の形成が図られる場合に限り市町村が地区計画を策定して地区内の容積率にめり張りをつけるものであり、一律の規制緩和ではないと認識をいたしております。本制度は、良好な環境を備えた住宅の供給等総合的な土地政策を推進する上でぜひとも必要な制度と考えております。

最後に、都市計画制度について、地方自治体への権限の移譲と自主財源の確保を図るべきではないかという御質問と、権限の移譲、地方分権化の推進について具体的な方法、スケジュールを示せ、こういう御質問でございました。

都市計画は町づくりの最も基本的な手法であり、地方公共団体の果たすべき役割は重要であると考えております。そのため、昭和四十三年の現行都市計画法の施行の際に、従来国が行っておりました都市計画の決定をすべて市町村及び都道府県知事が行うこととされたものでございます。そのような都市計画における権限配分については、従来より地方の自主性の尊重の観点から必要な見

直しを行ってきたところでござります。
今回の改正案においても、市町村のマスターープランとして市町村の都市計画に関する基本的な方針を創設いたしますこと、特別用途地区及び地区計画制度の拡充等を行うこととしておりまして、市町村の主体的な町づくりの推進に資するものと考へております。今後とも、地方公共団体の主体的な町づくりを推進する観点から、適切な権限配分の見直しとそれに見合った財源の確保に努めてまいる所存でございます。(拍手)

○副議長(小山一平君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(小山一平君) この際、日程に追加して、電波法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(小山一平君) 御異議ないと認めます。

渡辺郵政大臣

〔國務大臣渡辺秀央君登壇、拍手〕

○國務大臣(渡辺秀央君) 電波法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における電波利用の増加等の状況にかんがみ、電波の適正な利用の確保に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、電波有効利用促進センターの業務として、無線局の周波数の指定の変更に関する事項、電波の能率的な利用に著しく資する設備に関する事項その他の電波の有効かつ適正な利用に寄与する事項について、情報の収集及び提供を行うこと

等を追加することとしております。

第二に、免許人は、電波利用共益費用の財源に充てるために免許人が負担すべき金銭として電波利用料を納付しなければならないこととし、無線局等につきましては、電波利用料を減免することとしております。

第三に、地方公共団体が開設する消防用の無線局等につきましては、電波利用料を減免することとしております。

第四に、政府は、原則として、毎会計年度の電波利用料の収入額の予算額に相当する金額を、予算で定めるところにより、電波利用共益費用の財源に充てるものとともに、必要があると認められるときは、前年度以前の各年度の電波利用料の収入額の決算額に相当する金額を合算した額から前年度以前の各年度の電波利用共益費用の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額の全部または一部を、予算で定めるところにより、当該年度の電波利用共益費用の財源に充てるものとすることとしております。

以上のはか、所要の規定を整備することとしております。

この法律は平成五年四月一日から施行することとしておりますが、電波有効利用促進センターの業務追加に関する改正規定は公布の日から施行することとしております。

以上が電波法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

よろしくお願いいたします。(拍手)

○副議長(小山一平君) ただいまの趣旨説明に対

し、質疑の通告がござります。発言を許します。

及川一夫君

〔及川一夫君登壇、拍手〕

○及川一夫君 電波法の一部を改正する法律案について、日本社会党・譲憲共同を代表して宮澤総理及び関係各大臣に質問点並びにその真意について質問をいたしたいと思ひますが、その前に、緊急な政治課題として、渡辺外務大臣の福岡及び佐賀での発言の問題について総理の見解をただしたいと思ひます。

総理、衆議院の解散権は総理の権限とされていますが、この解散の中には「見せしめ」あるいは「懲らしめ」のための解散ということがあるのでしょうか。私は、解散とは、重要な政治課題について国論の大勢が明らかでない場合、論議が激しく対立し、審議が行き詰まると思われたとき国民の信を問うことに意味があると思ってるのであります。それを、「見せしめ」「懲らしめ」とは何たる言い方でありますでしょうか。

二十三日に福岡市でこの発言をしたと報じられた渡辺副総理・外務大臣は、事の重大さを意識したのか、昨日二十四日には佐賀市内での講演会で、「見せしめ解散」とは「選舉をやつてみせてやる」という極木なりだと説明をいたしているのです。しかし、一方で、物理的抵抗をテレビに放映させて国民にぶざまな社会党の姿を見せるのが「見せしめ」だと解説しているのであります。

この法案は、我が国の電波利用行為にこれまでにはなかった料金制度を創設し有料化するものであり、電波並びに電波法についての受けとめ方を根本的に変えるものだと言わねばなりません。

この法案は、八八八年と言われています。そして、その電波を使い通信手段とするこ

とに成功したのが一八九五年でありますから、今日の電波利用の実態になるまでわずか百年の歴史しかたっていないのであります。しかも、今日の電波の利用は、最大の分野は通信であるとして

も、計測やエネルギー伝送、医療など社会を構成するさまざまな機能の運用も含めて、その利用範囲は大きく拡大しているのであります。まさに電波なくして生活、産業、経済はあり得ないと言わ

れるほどその重要性が増しているのであります。

こうした事態への発展は技術の進歩によるものであります。電波の利用がいわば個人化、大衆化の時代に入ったと言われる今日、技術の開発

も、これまでの技術主導型から国民のニーズと

しょうか。

総理、これがあなたの内閣の副総理であり外務大臣の発言であります。しかも、PKO法案を担

当する最重要閣僚が、国会の審議をやり、反対する立場の者を中傷し、国権の至高の政治行為であります。何らかの処分に値する発言であると

思いますが、率直な総理の御所見を聞かせてください。

国民全体を愚弄するものであると指摘しなければなりません。何らかの処分に値する発言であると

思いますが、率直な総理の御所見を聞かせてください。

ルファ分として確保しなければならないことがあります。予算折衝の最終段階では大臣同士の政治加算が行われるのが常識であり、その政治加算に電波利用料が入っているかどうかなどだれにもわからないのであります。このシステムを許容したことについて、当事者としての郵政大臣の御見解を伺いたい。

第八として、地方自治体関係の減免措置について、消防と水防関係は全額免除とされています。

これが大いに防災防災の資源利用には、非常用設備とされていて、この区別について、郵政大臣に理由をお聞きしたい。また、自治大臣の見解はどうか、お聞きいたします。

私は、消防、水防、防災ともに同一視して免除すべきだと考えます。また、業務内容が公益性の面で高まるものであるという意味で言えば、その

他の事業体の行う業務にもたくさんあると思うのです。しかも同じ公共的業務でも、政府

機関は免除、民間や特殊法人は徴収するという区別の根拠がいま一つはつきりしないのであります

す。例えば、日本放送協会が行う防災放送、さらには航空機、船舶に義務づけられている無線設備

などなぜ減免の対象にならないのか、明確が御説明をお願いいたしたいと思うのであります。

ついてであります。

有料化によって電波を利用する事業体はコスト高となるわけですが、これが国民生活に悪影響をもたらさないよう政府として配慮すべきであると思います。有料化によるコスト増はどう処理されるべきと政府は考えるのか。実施後の見通しと対策をお聞きしたいのであります。

以上、誠意ある答弁を強く求め、私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕
○國務大臣(宮澤喜一君) 御指摘の外務大臣の発
言につきましては、直接聞いておりませんが、衆
議院の解散は、立法府と行政府の意思が対立する
場合、または国政上の重大な局面において特に民
意を確認する必要がある場合に、主権者である国民
の判断を求める重大な意味を有するものござい
ますので、軽々に論じられてはならないものと考
えます。
なお、PKO法案につきましては、十分な御審

議をお願いし、ぜひとも今国会で成立させていた
だきたいものと念願をいたしております。

次は電波技術の発達しててこないますか
丘こおける情報化的進展と背景として、電波

これらは、情勢の進展を背景として、電波の利
用は急速に拡大をしております。今後の我が国の

高度情報社会の構築において電波利用が果たす役

書は極めて大きいものと考えております。

年の電波法の制定により、電波は国民共有の財産

としてその利用が広く国民に開放されておりま
す。しかし、電波は、その物理的な特性から有

限、希少な資源であり、公平かつ能率的な利用を

確保することが極めて重要と思います。このよう

が電波固有の性格に基づき、電波法はその規律の目的について、「電波の公平且つ能率的な利用を確

保する」と定めているのがあります。ま

た、同法に基づき、郵政大臣は、無線局の開設の根本的基準を定めるなど我が国の電波利用の原則

を明らかにしていふことになります。

電波利用が国民生活において果たす役割の重要性

電波法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

平成四年五月二十五日
參議院公請第十七号

電波法の一語を改正する法律案(題旨説明)

用の確保が強く求められているところでございました。電波利用の増大、多様化に対処するため、我が国のみならず国際的にも周波数資源の開発あるいはまた周波数の移行等に取り組んでいるところがありますが、今後一層の積極的な取り組みが必要とされているところでございました。

なお、御指摘の米国との自動車・携帯電話の問題でございますが、既に割り当てた周波数の一部を振りかえることなどによりまして対処いたしましたわけでございます。

次に、電波利用料の性格と制度の見直しに関する御質問でございました。

電波利用料は、電波監視の充実強化や電波監理事務の機械化など、特定の免許人を対象とせず、かつ免許人全体の受益を目的に行われる共益的な行政事務に係る費用を賄うものであり、現行の免許申請手数料などとは性格を異にするため、二重の負担には当たらないところであります。

なお、今回の法律案に規定している電波利用料の額につきましては、三年間に見込まれる費用を基礎として算定したものであります。その後については、状況の変化を踏まえまして、必要に応じて見直しが行われるものと考えております。次に、政府機関の電波利用状況に関する御質問でございました。

国の電波利用の状況につきましては、平成二年度末現在の無線局数が合計十四万四千局でござります。これに相当する電波利用料の額を試算いたしてみますと約四億円となります。具体的には、警視庁が約十万四千局で一億六千万円、建設省が約一万六千局で一億四千万円、海上保安庁が約九千局で三千万円などとなると思ひます。

次に、政府機関の電波利用料減免相当額の取り扱いに関する御質問でございました。

國の開設する無線局については、免許申請手数料など現行の電波法関係手数料等の例に倣い、電波利用料の徴収を適用除外することといたしていわゆるわけでございました。一方、國は今後ともその歳出におきまして電波利用料で賄うこととしている経費以外の各種の電波行政経費を負担することといたしており、費用負担の公平に反することにはならないと考えておる次第でござります。

次に、地方自治体の減免措置に関する御質問でございました。

消防、水防その他防災上必要な通信を行うことを目的として地方公共団体が開設する無線局につきましては、専ら国民の生命、財産を災害から保護するための公的な任務を遂行するために開設するものであるということ、これらの無線局の整備が灾害対策の見地から法律上義務づけられることなどから例外的に減免措置を講じたものであります。

なお、消防、水防の用に供する無線局が消防、水防に特化した通信を行うに對して、その他の一般防災行政無線は一般行政にも使用される点を考慮し、半額免除にとどまるごとにいたしたものでございました。

また、御指摘の各種の公共・公益的な業務に係る無線局の役割的重要性は十分承知いたしております。これらは無線局はそれぞれの業務を遂行しますが、これらの業務を遂行することを目的として開設されているものであり、その開設する消防の無線局など今回減免の対象とされている無線局とは性格を異にいたしているものでございました。

と考えているところでござります。

何とぞ御理解をお願い申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。(拍手)

〔國務大臣宮下創平君登壇、拍手〕

以上であります。(拍手)

及川議員の御質問は、防衛厅の無線局の数、利用状況、それから本改正案によりますところの免除されることとなる電波利用料相当額はどのくらいかという御質問だったと存じます。

防衛厅におきましては、情報・指揮通信能力を確保するため、自管マイクロ回線、航空警戒管制レーダー、野外無線機等各種の電波を利用する機材を使用しております。このうち、自衛隊の使用者によるレーダー及び移動体の無線設備につきましては、自衛隊法百十二条の規定に基づきまして、電波法の規定のうち無線局の免許等に関する規定が適用されないこととなつております。これ以外の電波法の規定が全面的に適用されます無線局の数は約七百局でございまして、本改正案で免除されるこれらの無線局に係る電波利用料相当額は、平成二年度試算で約千三百万円であると承知いたしております。

以上でござります。(拍手)

〔國務大臣羽田孜君登壇、拍手〕

以上でござります。

○國務大臣(羽田孜君) 電波法関係手数料の問題について申し上げたいと思ひますけれども、一般論で申し上げますと、國は、公の役務の対価といふことを目的として開設されているものであります。が、今回は、仰せのとおり、災害と行政用に使つておるものはどうやらも半々で持ち合うということでござりますので、足して二分の一、半分と

いうことになりますのでござります。

なお、水防用あるいは消防用は全額免除といふことでござります。(拍手)

○副議長(小山一平君) これにて質疑は終了いたしました。その費用を償うために各種の手数料を徴収させていただきおりませんけれども、國がその役務を受ける場合には手数料を徴収しないこ

ととする立法例が一般的でござります。現行の電波法関係手数料の取り扱いにつきましても国を適用除外としておりまして、今回の電波利用料につきましても同様の取り扱いとすることとなつております。

なお、民間が負担する電波利用料とのバランスあるいは公平性、これにつきましては、國は、従来同様、今後とも引き続き各種の電波行政の経費を負担することといたしております。國を電波利用料の適用除外とすることといたしても問題はありませんかというふうに考えます。

以上であります。(拍手)

〔國務大臣塙川正十郎君登壇、拍手〕

以上であります。(拍手)

〔國務大臣塙川正十郎君登壇、拍手〕

これにつきましては、郵政大臣からもう既に御答弁があつたと思うのでございますが、地方自治体の方で、専ら消防、水防あるいは災害用に使つておる無線と、それから、そういう災害用とあわせて行政用のを兼用して使つておるものとのござますが、今回は、仰せのとおり、災害と行政用に使つておるものはどうやらも半々で持ち合うということでござりますので、足して二分の一、半分と

いうことになりますのでござります。

なお、水防用あるいは消防用は全額免除といふことでござります。(拍手)

○副議長(小山一平君) これにて質疑は終了いたしました。その費用を償うために各種の手数料を徴収させていただきおりませんけれども、國が

2 「」の法律において「自動車排出窒素酸化物」と

は、自動車の運行に伴つて発生し、大気中に排出される窒素酸化物をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

国は、自動車排出窒素酸化物による大気

の汚染の防止に関する基本的かつ総合的な施策（自動車排出窒素酸化物による大気汚染防止法第三章、第四章及び第五章の規定による措置を含む。）を策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物による大気の汚染の防止に関する施策を推進するため必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、当該地域の自然的、社会的条件に応じた自動車排出窒素酸化物による大気の汚染の防止に関する施策の実施に努めなければならぬ。

官報(号外)

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動に係る自動車の使用に因し、その合理化を図ることその他必要な措置を講ずることにより、自動車排出窒素酸化物の排出が抑制されるよう努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物による大気の汚染の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 自動車の製造又は販売（以下この項において「製造等」という。）を業とする者は、当該自動車の製造等に際して、その製造等に係る自動車が使用されることにより排出される自動車排出窒素酸化物による大気の汚染の防止に資するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第五条 国民は、自動車を運転し、若しくは使用し、又は交通機関を利用するに当たっては、自動車排出窒素酸化物の排出が抑制されるよう努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物による大気の汚染の防止に関する施策に協力しなければならない。

(総量削減基本方針)

第六条 国は、自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法第三条第一項若しくは第三条及び同法第十九条の規定による措置のみによつては公害対策基本法（昭和四十二年法律第二百三十二条）第二項第一項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件についての基準（二酸化窒素に係るものに限る。次条第二項第三号において「二酸化窒素に係る大気環境基準」という。）において「二酸化窒素に係る大気環境基準」という。）の確保が困難であると認められる地域として政令で定める地域（以下「特定地域」という。）について、自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針（以下「総量削減基本方針」という。）を定めるものとする。

第七条 第二号に掲げる総量削減基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、第二項第二号に規定する施策に関する事務を所掌する大臣と協議するとともに、関係都道府県の意見を聽かなければならない。

8 前三項の規定は、総量削減基本方針の変更について準用する。

(総量削減計画)

9 第二号に掲げる総量削減基本方針に基づき、当該特定地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する計画（以下「総量削減計画」という。）を定めなければならない。

(総量削減計画)

10 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、公害対策会議の議を経なければならない。

11 第二項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

12 前三項の規定は、総量削減計画の変更について準用する。

する重要な事項

3 都道府県は、その区域のうちに第一項の政令で定める地域の要件に該当すると認められる一定の地域があるときは、同項の地域を定める政令の立案について、内閣総理大臣に対し、その旨の申出をすることができる。

4 内閣総理大臣は、第一項の地域を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県の意見を聽かなければならない。

5 内閣総理大臣は、総量削減基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、第二項第二号に規定する施策に関する事務を所掌する大臣と協議するとともに、関係都道府県の意見を聽かなければならない。

6 内閣総理大臣は、総量削減基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、第二項第二号に規定する施策に関する事務を所掌する大臣と協議するとともに、関係都道府県の意見を聽かなければならない。

7 内閣総理大臣は、第五項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、総量削減基本方針を関係都道府県知事に通知するものとする。

8 前三項の規定は、総量削減基本方針の変更について準用する。

(総量削減計画)

9 第二号に掲げる総量削減計画を定める場合においては、その削減目標量を含む。

(中間目標としての削減目標量)

10 第二号に掲げる総量削減計画を定める場合においては、その削減目標量を含む。

(環境基準に照らし総量削減計画を定めるところに

の活動に伴つて発生し、大気中に排出される物の総量

11 第二号に掲げる総量削減計画を定める場合においては、その削減目標量を含む。

(中間目標としての削減目標量)

12 第二号に掲げる総量削減計画を定める場合においては、その削減目標量を含む。

(計画の達成の期間及び方途)

13 第二号に掲げる総量削減計画を定める場合においては、その削減目標量を含む。

(計画の達成の期間及び方途)

14 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、総量削減計画策定協議会の意見を聴くとともに、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(都道府県知事の承認)

15 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、内閣総理大臣は、前項の承認をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。

(都道府県知事の承認)

16 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

17 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

18 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

19 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

20 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

21 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

22 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

23 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

24 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

25 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

26 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

27 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

28 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

29 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

30 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

31 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

32 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

33 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

34 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

35 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

36 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

37 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

38 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

39 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

40 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

41 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

42 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

43 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

44 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

45 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

46 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

47 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

48 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

49 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

50 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

51 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

52 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

53 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

54 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

55 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

56 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

57 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

58 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

59 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

60 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

61 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

62 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

63 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

64 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

65 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

66 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

67 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

68 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

69 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

70 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

71 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

72 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

73 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

74 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

75 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

76 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

77 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

78 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

79 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

80 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

(総量削減計画)

81 第二号に掲げる総量削減計画を定めたときは、都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

官 報 (号外)

(総量削減計画策定協議会)

第八条 第六条第一項の規定により特定地域が定められたときは、当該特定地域をその区域の全部又は一部とする都道府県は、総量削減計画に定められるべき事項について調査審議するため、総量削減計画策定協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、都道府県知事、都道府県公安委員会、関係市町村（特別区を含む。）関係地方行政機関及び関係道路管理者で組織する。この場合において、協議会の庶務は、当該都道府県知事の統轄する都道府県において処理する。

3 前項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（総量削減計画の達成の推進）

第九条 国及び地方公共団体は、総量削減計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。（特定自動車排出基準）

第十一条 内閣総理大臣は、自動車の種類、特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出状況等を勘査し、その運行に伴って排出される自動車の主要な原因となる自動車として政令で定める自動車であつて、特定地域内に使用の本拠の位置を有するもの（次項において「特定自動車」という。）について、総理府令で、窒素酸化物の排出量に関する基準（以下「特定自動車排出基準」という。）を定めなければならない。

2 特定自動車排出基準は、特定自動車の一定の条件における運行に伴つて発生し、大気中に排

出される自動車排出窒素酸化物の量について、特定自動車の車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に掲げる車両総重量をいう。）につき総理府令で定める区分ごとに定める許容限度とする。

3 内閣総理大臣は、特定自動車排出基準を定めようとするときは、特定地域をその区域の全部又は一部とする都道府県の意見を聽かなければならぬ。これを変更し、又は廢止しようとするときも、同様とする。

（経過措置）

第十一條 前条第一項の政令で定める自動車（以下この項において「指定自動車」という。）であつて一の地域が特定地域となつた際現にその地域内に使用の本拠の位置を有するもの現に使用者又は一の自動車が指定自動車となつた際に現に特定地域内に使用の本拠の位置を有するそき続き特定地域内に使用する者が、当該自動車を引の自動車を現に使用する者が、当該自動車を引の種別及び車齢（自動車が初めて道路運送車両法第四条の規定により運行の用に供することができることとなつた日から一の地域が特定地域となつた日又は一の自動車が指定自動車となつた日までの期間をいう。）について政令で定める区分に応じ政令で定める期間が経過する日までの間は、特定自動車排出基準は、適用しない。

3 事業所管大臣は、特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために必要なと認めるときは、前項に規定する指針に關し、事業所管大臣に対し、意見を述べることができる。

2 環境庁長官は、特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、前項に規定する指針に關し、事業所管大臣に対し、意見を述べることができる。

3 事業所管大臣は、特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために必要なと認めるときは、その所管に係る事業を行ふ者に対し、第一項に規定する指針に照らし、その事業活動に係る自動車の使用に關し、その合理化を図ることその他必要な措置を講ずることによる自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために指針を定めることができる。

2 環境庁長官は、特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、前項に規定する指針に關し、事業所管大臣に対し、意見を述べることができる。

（資料の提出の要求等）

第十四条 環境庁長官は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係道路管理者に対し、必要な資料の送付その他の協力を求める。

5 特定地域をその区域の全部又は一部とする都道府県は、当該特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために必要なと認めるときは、事業所管大臣に対し、前項の規定による指導及び助言がされることを要請することができる。

2 都道府県は、この法律の目的を達成するためには、内閣総理大臣は、前項の区分又は期間を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県の意見を聽かなければならぬ。

4 環境庁長官は、特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために必要なと認めるときは、内閣総理大臣に對し、前項の規定による指導及び助言をすることを要請する。

（特定自動車排出基準に係る道路運送車両法に基づく命令）

第十二条 運輸大臣は、自動車排出窒素酸化物による大気の汚染の防止を図るため、特定自動車排出基準が確保されるように考慮して、道路運送車両法に基づく命令を定めなければならない。

（事業者に対する指導等）

第十三条 製造業、運輸業その他の事業を所管する大臣（以下この条において「事業所管大臣」という。）は、特定地域における自動車排出窒素酸化物による大気の汚染の防止を図るため、その所管に係る事業を行ふ者について、その事業活動に係る自動車の使用に關し、その合理化を図ることその他必要な措置を講ずることによる自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために指針を定めることができる。

2 環境庁長官は、特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、前項に規定する指針に關し、事業所管大臣の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 都道府県は、この法律の目的を達成するためには、内閣総理大臣は、前項の区分又は期間を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係道路管理者に対し、必要な資料の送付その他の協力を求める。

（国との援助）

第十五条 国は、電気自動車（専ら電気を動力源とする自動車をいう。）その他その運行に伴つて排出される自動車排出窒素酸化物がないか又はその量が相当程度少ない自動車の開発及び利用の促進並びに自動車排出窒素酸化物の量がより少ない自動車への転換の促進に必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(経過措置)

第十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(施行期日)

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条第三項、第四項、第五項(総量削減基本方針の案の作成に係る部分に限る。)及び第六項並びに次項から附則第四項までの規定は公布の日から、第十条(第三項を除く。)第十一項第一項及び第十二条の規定は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(環境省設置法の一部改正)

2 環境省設置法(昭和四十六年法律第八十八号)

の一部を次のように改正する。

第四条第十四号中「及びスペイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律(平成二年法律第五十五号)」を「スペイクタイヤ粉じんの発生

の防止に関する法律(平成二年法律第五十五号)及び自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第百五号)」に改める。

(農林水産省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第七十九号中「次号」を「第八十号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七十九の二 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案

物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第二百五号)の施行に關する事務で所掌に属するものを処理すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中第四十四号を第四十三号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

四十四 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第二百五十五号)の施行

に関すること。

第四条第五十六号中「第四十四号」を「第四十

三号の二」に改める。

第十九条中「第四十三号、第四十四号」を「第

四十二号から第四十四号まで」に改める。

【渕上貞雄君登壇、拍手】

○渕上貞雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

第四条第五十六号中「第四十四号」を「第四十

三号の二」に改める。

第十九条中「第四十三号、第四十四号」を「第

四十二号から第四十四号まで」に改める。

【渕上貞雄君登壇、拍手】

○渕上貞雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経

過と結果を御報告申し上げます。

第四条第五十六号中「第四十四号」を「第四十

三号の二」に改める。

第十九条中「第四十三号、第四十四号」を「第

四十二号から第四十四号まで」に改める。

【渕上貞雄君登壇、拍手】

○渕上貞雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経

過と結果を御報告申し上げます。

第四条第五十六号中「第四十四号」を「第四十

三号の二」に改める。

【渕上貞雄君登壇、拍手】

民の責務を明らかにすることです。

第二は、自動車交通の集中している地域で、從来の措置のみによっては環境基準の確保が困難と認められる地域を特定地域として指定することです。

第三は、国は特定地域について自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針を策定し、これに基づき都道府県知事は総量削減計画を策定することです。

第四は、特定地域内を使用の本拠とする一定の自動車について特定自動車排出基準を定め、窒素酸化物の総量の削減等に関する特

別措置法(平成四年法律第二百五十五号)の施行

に関すること。

第四条第五十六号中「第四十四号」を「第四十

三号の二」に改める。

第十九条中「第四十三号、第四十四号」を「第

四十二号から第四十四号まで」に改める。

【渕上貞雄君登壇、拍手】

○渕上貞雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経

過と結果を御報告申し上げます。

第四条第五十六号中「第四十四号」を「第四十

三号の二」に改める。

第十九条中「第四十三号、第四十四号」を「第

四十二号から第四十四号まで」に改める。

【渕上貞雄君登壇、拍手】

○渕上貞雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経

過と結果を御報告申し上げます。

第四条第五十六号中「第四十四号」を「第四十

三号の二」に改める。

第十九条中「第四十三号、第四十四号」を「第

四十二号から第四十四号まで」に改める。

【渕上貞雄君登壇、拍手】

○渕上貞雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経

過と結果を御報告申し上げます。

第四条第五十六号中「第四十四号」を「第四十

三号の二」に改める。

【渕上貞雄君登壇、拍手】

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小山一平君) 総員起立と認めます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(小山一平君) 賛成者起立

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(小山一平君) 業務効率化促進法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長岩本政光君。

○副議長(小山一平君) 田程第二 中小企業流通業務効率化促進法案

業務効率化促進法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長岩本政光君。

○副議長(小山一平君) 参議院議長 長田裕二殿

商工委員長 岩本政光

中小企業流通業務効率化促進法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決しました。よって要領書を添えて報告する。

平成四年五月二十一日

商工委員長 岩本政光

審査報告書

参議院議長 長田裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の物資の流通をめぐる経済的社會的事情の変化及びこれにより中小企業の事業活動に支障が生じている状況にかんがみ、中小企業者が行う流通業務の効率化のための措置を促進し、中小企業の振興を図ることとともに、

化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 効率化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 流通業務効率化事業の目標

二 流通業務効率化事業の実施時期

三 流通業務効率化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

4 事業協同組合等は、第一項の効率化計画の作成に当たり、事業協同組合等又はその構成員たる中小企業者の取引の相手方その他の関係者の意見を聞く等その協力を得るよう努めなければならない。

5 主務大臣は、第一項の認定を受けた事業協同組合において、その効率化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第二項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二 第二項第二号から第四号までに掲げる事項が流通業務効率化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 事業協同組合等又はその構成員が行おうとする事業が第一種利用運送事業（貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項の第一種利用運送事業をいう。以下同じ。）又は運送取次事業（同法第二条第十項の運送取次事業をいう。以下同じ。）に該当する場合にあっては、当該事業協同組合等又はその構成員が同法第五条第一号から第三号まで

又は第二十六条第一項第一号から第三号までのいずれにも該当しないこと。

5 主務大臣は、効率化計画につき第一項の認定をしようとするときは、当該事業協同組合等を所管する大臣に協議しなければならない。

（効率化計画の変更等）

第六条 前条第一項の認定を受けた事業協同組合等（以下「認定組合等」という。）は、当該認定に係る効率化計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならぬ。

2 主務大臣は、前条第一項の認定に係る効率化計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」といふ。）が同条第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定組合等若しくはその構成員が認定計画に従つて事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第四項の規定は第一項の認定について、同条第五項の規定は第一項の認定及び前項の規定による認定の取消しについて準用する。

2 普通保険の保険関係であつて、流通業務効率化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用について、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

（中小企業近代化資金等助成法の特例）

第八条 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第八十二号）第三条第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金であつて、認定組合等の構成員たる中小企業者が認定計画に従つて設置する設備に係るものについては、同法第五条の規定にかかるわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第九条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業関係であつて、流通業務効率化関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

業者が認定計画に従つて事業を実施するために必要な資金に係るものという。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険金額の合計額が	中小企業流通業務効率化促進法第七条第一項に規定する流通業務効率化関連保証（以下「流通業務効率化関連保証」という。）に係る保険金額とその他の保険関係の保険金額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項、第三条の三第一項	保険金額の合計額が	流通業務効率化関連保証に係る保険関係の保険金額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項、第三条の三第三項	当該債務者	流通業務効率化関連保証及びその他の保証」ととに、それぞれ当該保証をした
	当該債務者	流通業務効率化関連保証及びその他の保証」ととに、当該債務者

官報 (号外)

て事業を実施するために必要な資金の調達を図るために発行する新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債の保有を行うことができる。

2 前項の規定による新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債（その転換により発行された株式を含む）又は新株引受権付社債の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第二号の事業とみなす。

て第一種利用運送事業についての貨物運送取扱事業法第二条第一項の許可(以下「第一種利用運送事業許可」という。)又は運送取次事業についての同法第二十三条の登録(以下「運送取次事業登録」という。)を受けていないものが効率化計画に従つて行おうとする事業が第一種利用運送事業又は運送取次事業に該当する場合において、事業協同組合等がその効率化計画について、第四条第一項の認定を受けたときは、当該事業協同組合等又はその構成員は、第一種利用運送事業許可又は運送取次事業登録を受けたものとみなす。

前項の規定により第一種利用運送事業許可又は運送取次事業登録を受けたものとみなされる者については、当該認定計画のうち貨物運送取扱事業法第四条第一項第二号に掲げる事項に相当する部分を同号の事業計画とみなし、又は当該認定計画のうち同法第二十五条第一項第一号に掲げる事項に相当する部分が登録されたもの

録を受け、若しくは同条第四項若しくは同法第三十一条第一項から第三項までの規定による届出をしなければならない事項について、認定組合等がその認定計画について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定組合等又はその構成員は、これらの規定により認可を受け、若しくは届出をし、又は変更登録を受け、若しくは

(平成元年法律第八十二号)第三条の許可を受ける者をいう。が認定組合等又はその構成員たる他の運送事業者と認定計画に従つて同法第十五条第一項に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同項の認可を受けたものとみなす。認定計画に従つてこれを変更したときも、同様とする。

5 認定組合等又はその構成員が認定計画に従つて行う第一種利用運送事業又は運送取次事業であつて荷主を認定組合等又はその構成員に限定

第十三条 認定組合等又はその構成員たる中小企業者の取引の相手方その他の関係者は、当該認定計画に係る流通業務効率化事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

第十一條第一項及び第十二條（これらの規定を同法第二十二条において準用する場合を含む。）又は第二十九条第一項及び第三十条（これらの規定を同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(国及び地方公共団体の措置)
第十四条 国及び地方公共団体は、中小企業の流通業務の効率化を促進するため、情報の提供、人材の養成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

6 認定組合等又はその構成員たる利用運送事業者（貨物運送取扱事業法第三条第一項の許可を受けた者をいう。）が認定組合等又はその構成員

國及び都道府県は、認定組合等及びその構成員たる中小企業者に対し、認定計画に係る流動業務効率化事業の適確な実施に必要な指導及²助言を行うものとする。

たる他の運送事業者と認定計画に從つて同法第十四条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定計画に従つてこれを変更したときも、同様とする。

第十五条 主務大臣は、認定組合等及びその構成員に対し、認定計画に係る流通業務効率化事業の実施状況について報告を求めることができる。
（報告の徴収）
明言を行つものとする。

第一項の規定により運送取次事業登録を受けたものとみなされる者に係る登録簿への記載その他の手続的事項については、運輸省令で定める。

(主務大臣) る。

(貨物自動車運送事業法の特例)

体的に行う事業を含む流通業務効率化事業(△)該道路運送を体的に行う事業及びこれに関する事業に限る。第三項において同じ。)に係

(中小企業庁設置法の一部改正)
第四条 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。
 第三条第一項第六号の六の次に次の一号を加える。
六の七 中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第二号）の施行に関すること。

(運輸省設置法の一部改正)

第五条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第十二号の二の次に次の一号を加える。

十二の三 中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第二号）の施行に関すること。

加える。

第十四条第一項第十二号の二の次に次の一号を加え

十二の三 中小企業流通業務効率化促進法の規定に基づき、基本指針を定め、及び効率化計画を認定すること。

第四十条第一項第六号の次に次の一号を加え

六の一 中小企業流通業務効率化促進法に基づく効率化計画の認定に関すること。

[岩本政光君登壇、拍手]
 ○岩本政光君 ただいま議題となりました中小企業流通業務効率化促進法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。本法律案は、最近の物資の流通をめぐる経済的事情の変化及びこれにより中小企業の事業

活動に支障が生じている状況にかんがみ、中小企業者が行う流通業務の効率化のための措置を促進し、中小企業の振興を図るとともに、物資の流通の円滑化に資するため、中小企業信用保険法、貨物運送取扱事業法等の特例措置その他の措置を講じようとするものであります。

成四年法律第二号

の施行に関するこ

と。

(運輸省設置法の一部改正)

第五条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第十二号の二の次に次の一号を加える。

十二の三 中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第二号）の施行に関すること。

加える。

第十四条第一項第十二号の二の次に次の一号を加え

十二の三 中小企業流通業務効率化促進法の規定に基づき、基本指針を定め、及び効率化計画を認定すること。

第四十条第一項第六号の次に次の一号を加え

六の一 中小企業流通業務効率化促進法に基づく効率化計画の認定に関すること。

[山田範君]

。

審査報告書

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年五月二十一日

運輸委員長 峯山 昭範

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における外客数の増大、外客の宿泊ニーズの変化等に対応して外客接遇の充実を図るため、ホテル等の登録基準を見直すとともに、登録ホテル等に係る情報提供制度の創設、指定登録機関制度の導入等所要の改正を

行うものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

二、附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について万全の措置を講ずべきである。

一、登録ホテル・旅館の対象が拡大されることにより、すべての利用者特に外客に対するサービスが低下しないよう配慮すること。

二、指定登録機関の行う情報提供に当たっては、その内容が利用者にとって分かり易いものであるとともに、ホテル・旅館にとって不適切な差別を設けるものとならないよう十分配慮すること。

国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 ホテルの登録(第三条・第十七条)

第三章 旅館の登録(第十八条)

三

、外客接遇専任者の選任に当たっては、本制度が初めて導入されることにかんがみ、ホテル・旅館に過度な負担を与えないよう留意すること。

四、ホテル・旅館の登録基準等の省令策定に当たっては、関係者の意見に十分配慮するとともに、安全性の確保、損害賠償の充実等について十分留意すること。

五、登録ホテル・旅館において、高齢者、障害者の利用が促進されるよう指導すること。

六、本法の施行により、ホテル・旅館従業員の労働条件が悪化しないよう配慮すること。

七、外客接遇専任者の選任に当たっては、本制度が初めて導入されることにかんがみ、ホテル・旅館に過度な負担を与えないよう留意すること。

かつ確實に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 登録事務以外の業務を行つて登録事務がは、その業務を行うことによつて登録事務が不公平になるおそれがないこと。

運輸大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号の一に該当する場合には、その指定をしてはならない。

一 民法(明治十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 第二十九条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

ロ 第二十二条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(指定の公示等)

第二十一条 運輸大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、指定登録機関の名称及び住所、指定登録機関が行う登録事務の範囲、登録事務を行つて登録事務の所在地並びに登録事務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定登録機関は、その名称若しくは住所又は登録事務を行つて登録事務の所在地を変更しようとすると、登録事務を行つて登録事務の所在地を変更しようとする。

するときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

三 運輸大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第二十二条 登録事務に従事する指定登録機関の役員の選任及び解任は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 運輸大臣は、指定登録機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分若しくは第二十四条第一項の登録事務規程に違反したとき、又は登録事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第二十三条 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に從事する指定登録機関の役員及び他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(登録事務規程)

第二十四条 指定登録機関は、運輸省令で定める登録事務の実施に関する事項について登録事務規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様

2 運輸大臣は、前項の認可をした登録事務規程

が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当とな

るときは、変更しようとする日の二週間前ま

でに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(事業計画等)

第二十五条 指定登録機関は、毎事業年度、登録事務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度、登録事務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第二十六条 指定登録機関は、運輸省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録事務に關する事項で運輸省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十七条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(登録事務の休廃止)

第二十八条 指定登録機関は、運輸大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廢止してはならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第二十九条 運輸大臣は、指定登録機関が第二十

二と認めるときは、指定登録機関に対し、こ

れを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第二十条第一項各号の一に該当する

に至つたときは、その指定を取り消さなければ

ならない。

2 運輸大臣は、指定登録機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期

間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止

を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第二十条第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

三 第二十二条第二項、第二十四条第二項又は第二十七条の規定による命令に違反したと認められるとき。

四 第二十四条第一項の規定により認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 運輸大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(運輸大臣による登録事務の実施)

第三十条 運輸大臣は、指定登録機関が第二十八

条第一項の規定により登録事務の全部若しくは

一部を休止したとき、前条第二項の規定により

指定登録機関に對し登録事務の全部若しくは一

部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天

災その他の事由により登録事務の全部若しくは

一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第十九条第三項

の規定にかかわらず、登録事務の全部又は一部

を自ら行うものとする。

2 運輸大臣は、前項の規定により登録事務を行ふこととし、又は同項の規定により行つてゐる登録事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 運輸大臣が、第一項の規定により登録事務を行ふこととし、第二十八条第一項の規定により登録事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項は、運輸省令で定める。

第五章 登録ホテル等の整備

(減価償却資産の耐用年数の特例)

第三十一条 登録ホテル業又は登録旅館業(以下「登録ホテル業等」という。)の用に供する減価償却資産で租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるものの耐用年数については、同法で定めるところにより、特別の措置を講ずる。

(地方税の不均一課税)

第三十二条 登録ホテル業等の用に供する建物については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第一項の規定の適用があるものとする。

(施設及び経営の改善の勧告並びに資金のあつせん)

第三十三条 運輸大臣は、第一条に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、登録ホテル業等を営む者に対し、登録ホテル又は登録旅館(以上「登録ホテル等」という。)の施設又は経営の改善に関する勧告ができる。

2 運輸大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該

登録ホテル業等を営む者に対し、当該登録ホテル等の施設又は経営の改善に要する資金をあつせんするものとする。

(情報の提供)

第三十四条 運輸大臣は、外客の宿泊に関する利便の増進を図るため、登録ホテル等に関し必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(情報提供事業実施機関の指定)

第三十五条 運輸大臣は、指定登録機関の指定を受けている法人が次条に規定する事業(以下「情報提供事業」という。)を適正かつ確實に行うことができると認められるときは、その申請により、当該法人を情報提供事業実施機関(以下「情報提供機関」という。)として指定することができる。

(情報提供事業)

第三十六条 情報提供機関は、外客の宿泊に関する利便の増進を図るため、次に掲げる事業を行ふものとする。

一 登録ホテル等の施設、料金その他宿泊に関するサービスに関する情報(以下「登録ホテル等に関する情報」という。)を収集し、及び整理すること。

二 登録ホテル等に関する情報を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、刊行物の発行その他の方法により提供すること。

(登録事務に關して得られた情報の使用)

第三十七条 情報提供機関は、指定登録機関が行つたときには、その指定を取り消さなければならぬ。

う登録事務の実施に関して得られた登録ホテル等に関する情報のうち、外客による宿泊施設の選択の利便に資すると認められ、かつ、登録ホテル業等を営む者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるものとして運輸省令で定める登録ホテル等に関する情報については、これを情報提供事業の用に供するために使用することができる。

一 情報提供事業を適正かつ確實に実施することができないと認められるとき。

二 この章の規定に違反したとき。

三 前条第三項又は次条において準用する第二十七条の規定による命令に違反したとき。

四 前条第一項の規定により認可を受けた情報提供事業実施規程によらないで情報提供事業

第三十八条 情報提供機関は、登録ホテル等に関する情報の収集、整理及び提供の方法その他の運輸省令で定める事項について情報提供事業実施規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様に使用することができる。

2 運輸大臣は、前項の認可の申請に係る情報提供事業実施規程が、登録ホテル等に関する情報の収集、整理及び提供を適正かつ確實に行つたと認めるとき。

3 運輸大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により情報提供事業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(準用規定)

第三十九条 第二十一一条、第二十五条及び第二十七条の規定は、情報提供機関について準用する。

この場合において、第二十一一条第一項中「指定登録機関が行う登録事務の範囲、登録事務」とあるのは「情報提供事業」と、「並びに登録事務」とあるのは「並びに情報提供事業」と、同条第一項、第二十五条及び第二十七条中「登録事務」とあるのは「情報提供事業」と読み替えるものとする。

(指定の取消し等)

第四十条 第二十一一条、第二十五条及び第二十七条の規定は、情報提供機関について準用する。

この場合において、第二十一一条第一項中「指定登録機関が行う登録事務の範囲、登録事務」とあるのは「並びに情報提供事業」と、同条第一項、第二十五条及び第二十七条中「登録事務」とあるのは「情報提供事業」と読み替えるものとする。

(指定法人)

第七章 民間団体による外客接遇の向上に

関する事業の推進

第三十九条 運輸大臣は、情報提供機関の指定を受けている法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により指定登録機関の指定を取り消されたときは、その指定を取り消さなければならない。

第四十一条 運輸大臣は、登録ホテル業等を営む

者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、登録ホテル業等を営む者を社員とする民法第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、同項に規定する事業を行う者として指定することができる。

2 前項の指定を受けた法人(以下「指定法人」という)は、次に掲げる事業を行ふものとする。

一 登録ホテル業等を営む社員に対し、この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関する指導その他登録ホテル等における外客接遇の向上に関する指導を行うこと。

二 登録ホテル等の外客に対する従業員に対する研修を行うこと。

三 登録ホテル等に関する外客からの苦情を処理すること。

四 登録ホテル等における外客接遇の向上に関する調査研究を行うこと。

(改善命令)

第四十一条 運輸大臣は、指定法人の前条第二項に規定する事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第四十三条 運輸大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

第八章 雜則

別表第一から別表第三までを削る。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国際観光ホテル整備法(以下「旧法」という。)第三条又は旧法第二十八条において準用する旧法第三条の登録を受けているホテル又は旅館については、この法律による改正後の国際観光ホテル整備法(以下「新法」という。)第三条又は新法第十八条第一項の登録を受けたホテル又は旅館とみなす。

2 旧法に基づく命令の規定による登録簿は、新法第五条第一項又は新法第十八条第二項において読み替えて準用する新法第五条第一項の規定によるホテル登録簿又は旅館登録簿とみなす。

3 第一項の規定により新法第三条又は新法第十八条第一項の登録を受けたものとみなされたホテル又は旅館(以下「既存登録ホテル等」といいう。)について、前項の規定によりホテル登録簿等又は旅館登録簿とみなされた旧法に基づく命令の規定による登録簿とみなされた旧法に基づく命令の規定による登録簿に、新法第四条第一項第三号に規定する収容人員その他運輸省令で定めるホテルの施設に関する事項又は新法第十八条第一項において読み替えて準用する新法第四条第一項第三号に規定する収容人員その他運輸省令で定める旅館の施設に関する事項に相当する事項の記載がないときは、運輸大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から一年を経過する日までの間に限り、運輸省令で定める

ところにより、職権でこれらのホテル又は旅館に係る登録を更正することができる。

第三条 既存登録ホテル等の施設及び宿泊に関するサービスについての新法第十二条又は新法第十八条第二項において準用する新法第十二条の規定については、施行日から三年間は、

これららの規定中「第六条第一項第一号の基準」とあるのは、「運輸省令で定める基準」とする。

第四条 既存登録ホテル等によりホテル業又は旅館業を営む者については、施行日から一年間は、新法第十条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する者についての新法第十六条第一項第二号又は新法第十八条第二項において準用する新法第十六条第一項第一号の規定の適用については、施行日から一年間は、これらの規定中「第六条第一項第二号」とあるのは、「第六条第一項第三号」とする。

3 第一項に規定する者は、施行日から一年を経過した日から三十日以内に、新法第十八条又は新法第十八条第二項において準用する新法第十条の規定により選任した外客接遇主任者の氏名を運輸大臣に届け出なければならない。

4 新法第七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第三項中「第十六条第一項」とあるのは、「第十六条第一項又は第十八条第二項において読み替えて準用する第十六条第一項」と「ホテル登録簿」とあるのは「ホテル登録簿又は旅館登録簿」と読み替えるものとする。

5 第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

第五条 新法第十九条第一項の規定により指定登録機関がホテル及び旅館の実態に関する事務を行う場合にあっては、運輸大臣は、指定登録機関に、附則第二条第三項並びに前条第三項及び第四項の規定による事務(以下「登録の更正等に関する事務」という。)を行わせることができる。この場合における附則第二条第三項並びに前条第三項及び第四項の規定の適用については、附則第二条第三項及び前条第三項並びに同条第四項において準用する新法第七条第三項並びに前条第三項及び第四項の規定の適用については、附則第二条第三項及び前条第三項並びに同条第四項において準用する新法第七条第三項中「運輸大臣」とあるのは「指定登録機関」と、同項中「登録を取り消す場合」とあるのは「運輸大臣が登録を取り消す場合」とする。

2 新法第二十四条、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第二十九条第二項第三号(第二十二条第二項に係る部分を除く。)及び第四号並びに第三项、第三十条、第四十四条(第一項及び第三項を除く。)、第四十六条並びに第四十九条の規定は、指定登録機関が行う登録の更正等に関する事務について準用する。

3 第六条 旧法又は旧法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、新法中相当する規定があるものは、附則第二条に規定するものを除き、新法によりしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(租税特別措置法の一部改正)

第九条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し中「登録ホテル業等」を「特定の登録ホテル等」に改め、同条中「第八条(同法第二十八条において準用する場合を含む。)に規定する減価償却資産」を「第七条第一項に規定する登録ホテル又は同法第十八条第二項に規定する登録旅館のうち、特に国際観光の振興に寄与するものとして政令で定めるものに含まれる減価償却資産(政令で定めるものに限る。)」に改める。

第五十二条の四の見出し中「登録ホテル業等」を「特定の登録ホテル等」に改め、同条中「第八条(同法第二十八条において準用する場合を含む。)に規定する減価償却資産」を「第七条第一項に規定する登録旅館のうち、特に国際観光の振興に寄与するものとして政令で定めるものに含まれる減価償却資産(政令で定めるものに限る。)」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
第十一条 前条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第十七条の規定は、施行日の属する年分以後の所得税について適用し、施行日の属する年分前の所得税については、なお従前の例によ

る。この場合において、既存登録ホテル等を有する個人の附則第三条の規定の適用を受けてい

る期間内に終了する毎年における当該ホテル又

は旅館に係る新租税特別措置法第十七条の規定の適用については、同条中「国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第七条

第一項に規定する登録ホテル又は同法第十八条

第二項に規定する登録旅館のうち、特に国際観

光の振興に寄与するものとして政令で定めるもの」とあるのは、「国際観光ホテル整備法の一部

を改正する法律(平成四年法律第三十五号)の一部

第二条第一項の規定の適用を受けるホテル又は旅館」とする。

2 新租税特別措置法第五十二条の四の規定は、

法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第

二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、

法人的施行日前に終了した事業年度分の法人税について、なお従前の例による。この場合に

おいて、既存登録ホテル等を有する法人の附則

第三条の規定の適用を受けている期間内に終了する各事業年度における当該ホテル又は旅館に

係る新租税特別措置法第五十二条の四の規定の適用については、同条中「国際観光ホテル整備

法第七条第一項に規定する登録ホテル又は同法

第十八条第一項に規定する登録旅館のうち、特

に国際観光の振興に寄与するものとして政令で

定めるもの」とあるのは、「国際観光ホテル整備

法の一部を改正する法律(平成四年法律第

号)附則第二条第一項の規定の適用を受ける

ホテル又は旅館」とする。

(登録免許税法の一部改正)

第十二条 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十二号(一)中「(登録)」を「(ホテルの登録)」に改め、同号(二)中「第十八条(登録旅

館業)において適用する同法第三条」を「第十八

条第一項(旅館の登録)」に改める。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小山一平君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三分散会

【峯山昭範君登壇、拍手】

○峯山昭範君 大だいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、近年における外国人旅行者の増大とその宿泊ニーズの変化等に対応して、ホテル等の登録基準を見直すとともに、登録ホテル等に係る情報提供制度の創設、指定登録機関制度の導入等、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、国際観光ホテルの登録基準の考え方、指定登録機関制度のあり方、旅行に対する障害者のアクセス改善問題等、各般にわたりた質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもつて附帯決議を行いました。

以上、御報告申上げます。(拍手)

出席者は左のとおり。
議長 長田裕二君
副議長 小山一平君常松克安君
針生雄吉君
真島一男君
猪熊重二君
久世公義君
中川嘉美君
下村泰君
矢原秀男君
喜屋武真榮君
岩本政光君
中野鉄造君
井上計君
板垣正君
黒柳明君
中西珠子君
田渕哲也君
田中正巳君
土屋義彦君
狩野安君
青木幹雄君

官 報 (号 外)

平成四年五月二十五日 参議院会議録第十七号

七号 議長の報告事項

星野	守重君	前島英三郎君
大島	慶久君	田辺 哲夫君
成瀬		中曾根弘文君
下稻葉耕吉君		野村 光一君
高橋	清孝君	
永田	良雄君	石井 道子君
山岡	賢次君	竹山 裕君
斎藤		大浜 方榮君
岡部		野沢 太三君
岡	裕君	梶原 清君
宮澤	文夫君	石井 一二君
関口	三郎君	柳川 観治君
井上	惠造君	下条進一郎君
井上	弘君	井上 広君
斎藤	吉夫君	岡田 孝君
平野	裕君	富崎 秀樹君
山本	富雄君	秋山 築君
井上	十朗君	田村 秀昭君
井上	吉夫君	木暮 山人君
須藤良太郎君	要人君	鹿熊 安正君
鎌田	茂門君	松浦 孝治君
永野	章平君	石川 弘君
井上	合馬 敬君	尾辻 秀久君
西田	片山虎之助君	藤田 清元君
吉川	芳男君	倉田 寛之君
田沢	智治君	高木 光弘君
森山	宏一君	松浦 正明君
福田	原健太郎君	功君
坂野	孝男君	村上 正邦君
藤井	眞弓君	沢田 一精君
重信君		斎藤栄三郎君

原谷川	喜岡	野末	陳平君
寛三君		文兵衛君	
種田	喜岡	喜岡	
北村	喜岡	喜岡	
吉田	喜岡	喜岡	
西岡瑞璃子君			
達男君			
誠君			
哲男君			
誠君			
谷本	谷本	谷本	
魏君	魏君	魏君	
清水	澄子君	清水	
竹村	泰子君	竹村	
山口	泰子君	山口	
田渕	久保	田渕	
稻村	久保	稻村	
山口	稻村	山口	
松前	稻村	松前	
黙二君	稻村	黙二君	
田中	稻村	田中	
穂夫君	穂夫君	穂夫君	
久保	久保	久保	
赤桐	赤桐	赤桐	
久保	久保	久保	
操君	操君	操君	
旦君	旦君	旦君	
万三君	万三君	万三君	
久光君	久光君	久光君	
高井	高井	高井	
角田	角田	角田	
和伸君	和伸君	和伸君	
義一君	義一君	義一君	
晴美君	晴美君	晴美君	
紀子君	紀子君	紀子君	
利和君	利和君	利和君	
暢子君	暢子君	暢子君	
近藤	森	近藤	
庄司	堀	庄司	
潤上	林	潤上	
忠孝君	乾	忠孝君	
中君	高井	中君	
眞雄君	角田	眞雄君	

伊江	大鷦	淑子君
三重野	朝雄君	米子君
西野	紀平	悌子君
肥田	前畑	美代子君
深田	櫻井	幸子君
三上	規順君	康雄君
深田	櫻井	隆雄君
会田	三石	久江君
	一井	淳治君
	及川	正和君
	山本	仁一君
	小川	穂谷
	高崎	対馬
磯村	佐藤	照美君
堂本	萩野	喜且君
栗森	大森	篤君
吉川	三吾君	昭君
菅野	高崎	裕子君
諫山	萩野	浩基君
池田	日下部	裕代子君
	春子君	香君
博君	暁子君	
壽君	修君	
治君		

議長の報告事項

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

運輸委員会

理事 櫻井 規順君 (櫻井規順君の補欠)

同日参議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法案

(閣法第七十九号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を労働委員会に付託した。

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法案

(閣法第七十九号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案

(閣法第七〇号)審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

中小企業流通業務効率化促進法案 (閣法第六三号)審査報告書

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案

(閣法第七〇号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

首都圏での環境保全等に関する質問主意書 (上田耕一郎君提出)

去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

一井 淳治君

三木 忠雄君

補欠
三石 久江君
太田 淳夫君

農林水産委員会

辞任

三石 久江君

一井 淳治君

補欠
太田 淳夫君
三木 忠雄君

商工委員

辞任

伊江 朝雄君

須藤良太郎君

補欠
近藤 忠孝君
上田耕一郎君

運輸委員

辞任

須藤良太郎君

近藤 忠孝君

補欠
堀山威一郎君
上田耕一郎君

予算委員

辞任

近藤 忠孝君

上田耕一郎君

補欠
近藤 忠孝君
上田耕一郎君

決算委員

辞任

近藤 忠孝君

上田耕一郎君

補欠
吉田 之久君
磯村 修君

農林水産委員会

理事 三上 隆雄君 (三上隆雄君の補欠)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第七二号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

電波法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)

同日内閣から次の報告書を受領した。

第百二十一回国会参議院において採択された請願の処理経過

同日内閣から、中小企業基本法第八条の規定に基づく平成三年度中小企業の動向に関する年次報告及び平成四年度において講じようとする中小企業施策についての文書を受領した。

官 報 (号外)

平成四年五月二十五日 參議院会議録第十七号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物記可日

発行所
十一〇五 東京都新宿区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話
03 (3587) 4302
定価 本号一部
税 三円を含む
三円を含む